



とつかわ

特集	平成27年度の村の重要施策と予算
8	議会だより
12	教育だより、カメラスケッチ
14	情報広場、国民年金、国保だより
19	人のうごき



記事13ページ

村内初 発電水車

(大字谷瀬)

村民憲章

- 一. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 一. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 一. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 一. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 一. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

施政方針



(大字猿飼・高森地区)

3月9日から16日まで平成27年十津川村議会第1回定例会が開かれ、更谷村長が平成27年度の施政方針を表明しました。その内容(要約)をお知らせします。

復興計画の推進

災害に強い地域づくりのため、林道、治山、河川などの災害復旧事業を進めます。

各大字の自主防災組織と連携した防災訓練の実施や地域防災計画の見直しを行います。

教育・生涯学習の推進

(仮称)十津川第二小学校の校舎の新築工事は、平成27年度に建設工事に着手し、平成29年4月の開校を目指します。

十津川高等学校の教育の振興、充実に対する支援を継続します。

村史の再編さんに向けて、平成27年度から有識者による調査と編さん準備会を立ち上げます。

村の歴史などの書籍に触れる機会

と村の情報・木の情報を発信する「図書・情報コーナー」を役場ロビーに設置します。

地域福祉の向上

育児相談を兼ねた村つこ広場の開催や低年齢保育、保育所の保育内容の充実、子どもの成長発達を促す支援体制の整備、中学校卒業までの医療費無料化など、子育てしやすい村づくりに努めます。

高齢者が地域で安心して住み続けられるように、集落で互いに助け合い支え合う暮らしを実現するため「もう一つの居場所となる家」や「若い生きがいを見つけられる家」となる「高森のいえ」プロジェクト事業を継続して取り組みます。

介護認定者数の増加や介護サービスの利用者が増加していることから、健康寿命の延伸を推進するため、生きがい活動支援事業や在宅介護支援事業を継続し、介護予防や健康づくりの充実を図ります。

医療体制の充実のため、医師3人体制で、毎月第2・4・5週の土曜診療や往診の充実、村内3箇所での出

張診療、月2回の整形外科診療を継続します。また、神戸医師を村職員として採用し、村医師2人体制で医療の充実を図ります。

地域資源を活かした産業振興

林業では、村有林を活用し、搬出間伐や作業道開設、架線による間伐事業を行います。

林業従事者の雇用対策として、環境保全林での強度の間伐事業を継続します。

山から木を出すため、間伐材価格安定化対策事業や伐採奨励金事業、林業機械レンタルリース助成事業、作業道整備事業などを継続します。

三者共有山を活用し、保育施業やタワイヤードなど最新鋭林業機械による搬出作業、作業道を開設し、木材搬出や林業従事者の技術向上と人材育成を行います。

林業の6次産業化に向けて、林業振興顧問による指導や、林野庁との職員相互派遣を行います。

木工・家具製作の人材育成のため、十津川材の加工品を研究する木材加工品研究事業や家具プロジェクト

ト事業を継続します。

農業では、村で古くから栽培されている「むこだまし」や「十津川ななば」「十津川タカナ」「やつがしら」などの生産拡大や流通、加工を支援するため、十津川もんづくり支援事業を行います。

農産物加工を支援する十津川産農産物加工所・直売所支援事業を行います。

生産力の維持拡大や新たな販売先の確保のため、生産設備を整備する農事組合法人に対して、地域農業生産緊急対策整備事業補助を行います。

鳥獣害対策は、害獣の個体数を減少させるため、カラスの捕獲奨励金を新たに加えるとともに、猟友会十津川支部に駆除を委託します。

有害駆除や狩猟で捕獲した獣肉の処理加工施設の整備費を助成する十津川森林の肉加工施設整備事業を行います。

観光事業では、谷瀬つり橋周辺での観光客の動向調査や観光情報の発信のため、上野地地区での観光案内を観光協会に委託して行います。

外国人の誘客を促すため、受け入

れに向けた関係者の研修会や看板などの整備を行います。

商工会が実施するプレミアム付商品券5千セットの発行事業を支援します。

生活環境・基盤の充実

地域住民のスポーツや文化交流の場、災害時の避難場所として旧上野地中学校体育館の耐震改修工事を行います。

二村区、東区、西川区に、集落の課題解決や活性化の取り組みを支援する集落支援員を配置します。集落支援員は今後、7区すべてに配置する予定です。

武蔵地区と平谷地区で行う住民主導の魅力ある地域づくりを支援する「地域活性化計画作成事業」を行います。

人家や耕作地から50m以内にある日照を妨げる杉松などの伐採を補助する事業を平成27年度から3か年行います。

災害時の電力確保のため、小水力発電施設を避難所付近など2か所に設置します。

水道施設の整備は、西中矢倉地区と出谷上湯地区で共同飲料水供給施設設置事業、大野地区で簡易水道飲料水供給施設補修補助を行います。

簡易水道事業は、下二村地区への小原地区簡易水道区域拡張工事と串崎地区への平谷地区簡易水道区域拡張工事を行います。

永井・重里簡易水道取水施設の整備事業を進めます。

行財政の再生、村民主体の村づくり

元気づくり支援事業補助で、地域の自主性に基づいた地域活性化の取り組みを応援します。

役場組織の見直しを行い、住民課で保険衛生・医療関係業務を担当します。地域創生推進課を設置して、村の総合企画や地域創生事業、復興事業の進捗管理、移住定住などの事業を推進します。



皆様のご支援・ご協力を賜りながら、
自主自立の村づくりを行ってまいります。

(更谷村長)

—平成27年度予算編成の政策目標—

- 一、紀伊半島大水害からの復興計画推進
- 二、教育・生涯学習を推進し、人を活かす共に学びあう村づくり
- 三、地域福祉の向上を図り、支えあい元気で安心できる村づくり
- 四、地域の資源を活かした産業を振興し、経済を活性化させる村づくり
- 五、生活環境・基盤を充実し、安全で快適に暮らせる村づくり
- 六、行財政を再生し、村民主体の協働の村づくり

一般会計予算 66億2,700万円

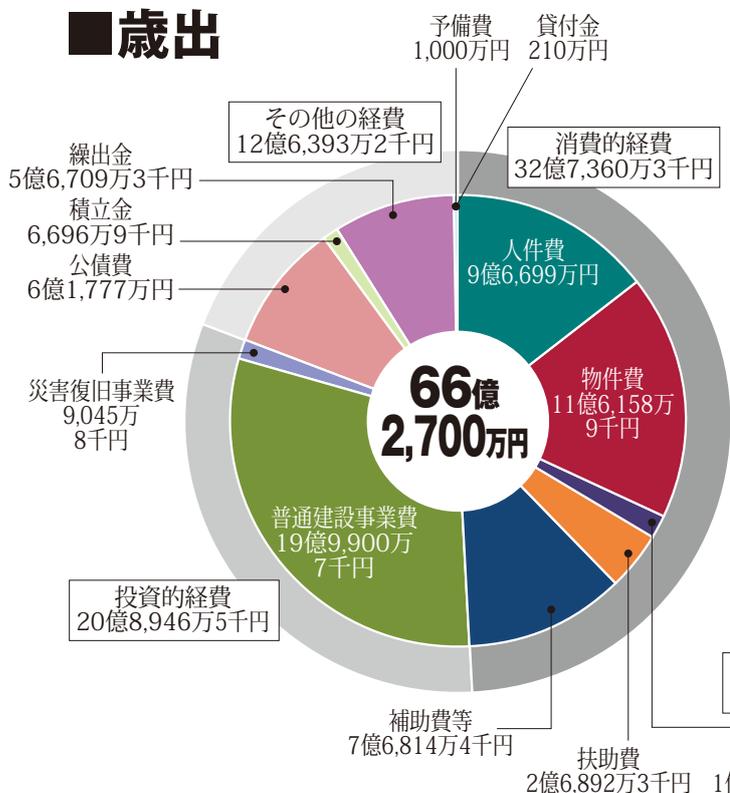
(前年度比4億9,500万円増)

特別会計は30億3,963万8千円

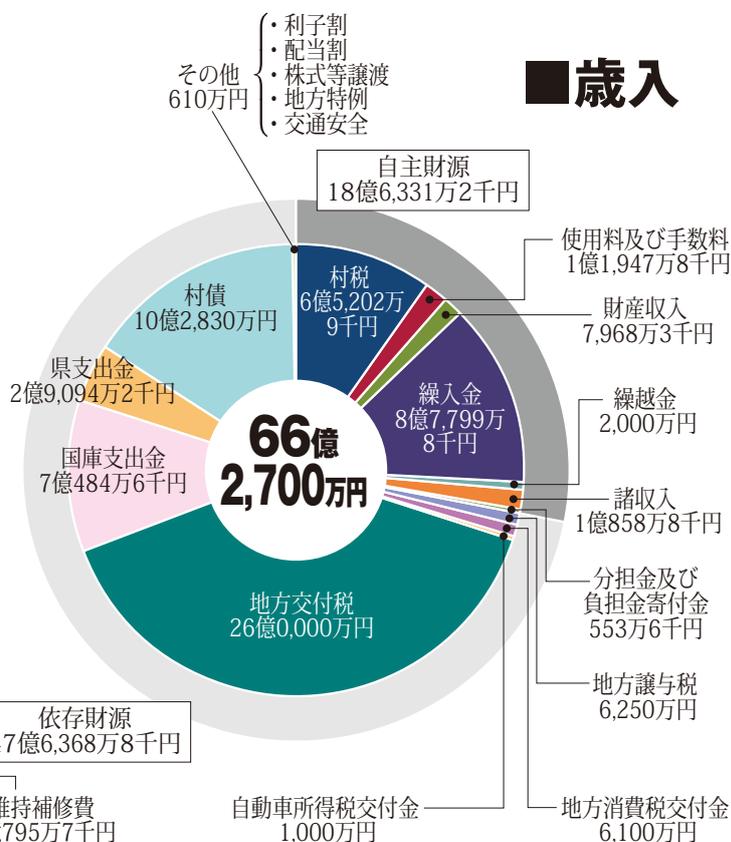
(前年度比4億680万1千円増)

平成27年十津川村議会第1回定例会で可決された平成27年度の村の予算。その内容を掲載します。

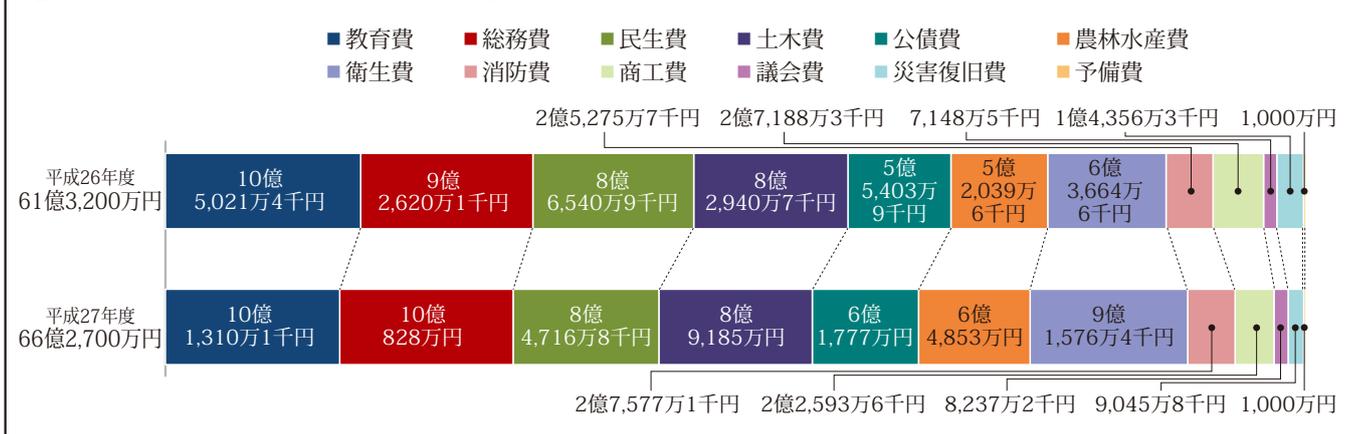
■歳出



■歳入



◎歳出の目的別分類の状況（一般会計）



一般会計の内容

【歳入】

村税は、法人村民税の増加などを見込み0.4%増の6億5202万9千円。
 地方交付税は、新たな人口減少等特別対策事業費の増を見込み、前年度と同額の26億円。
 国庫支出金は、(仮称)十津川第二小学校建設に伴う国庫負担金や、美しい森林づくり基盤整備交付金などの増により、24.6%増の7億484万6千円。
 県支出金は、道整備交付金の増により、11.6%増の2億9094万2千円。
 基金からの繰入金は、20.7%増の8億7799万8千円で、歳入総額の13.2%を占めている。
 村債は、(仮称)十津川第二小学校建設工事や、南和広域医療組合事業費負担金にかかる過疎対策事業債や病院事業債の増により、21.2%増の10億2830万円。

【歳出】

人件費は、職員数の減少で、0.5%減の9億6699万円。
 物件費は、社会保障・税番号制度のシステム改修委託料などの増で、8.4%増の11億6158万9千円。
 維持補修費は、各施設の維持補修費の増加で、2.5%増の1億795万7千円。
 扶助費は、生活保護費の減少で、8.6%減の2億6892万3千円。
 補助費等は、南和広域医療組合への負担金増加などで、57.7%増の7億6814万4千円。
 普通建設事業費は、補助事業で、(仮称)十津川第二小学校建設工事費などの増加により、149.4%増の14億9838万1千円。
 単独事業では、南部三小学校統合校敷地造成工事の完了などで、62.1%減の5億62万6千円。

—各特別会計の予算額—

	当初予算額	前年度比
国民健康保険事業特別会計	6億1,367万2千円	5.8%増
後期高齢者医療特別会計	6,410万5千円	1.7%減
国民健康保険診療所事業特別会計	2億2,827万7千円	16.4%減
介護保険事業特別会計	6億8,236万9千円	13.8%増
介護サービス事業特別会計	4,132万9千円	2.0%減
簡易水道事業特別会計	9億4,375万1千円	86.7%増
貯木場等維持管理事業特別会計	4億1,787万6千円	19.2%減
十津川温泉事業特別会計	3,360万7千円	18.8%増
湯泉地温泉事業特別会計	1,291万2千円	4.9%増
財産区大字迫西川特別会計	174万円	82.7%減

災害復旧事業費は、災害関連工事の完了で、37%減の9045万8千円。
 公債費は、十津川中学校建設にかかる過疎対策事業債の償還金増加で11.5%増の6億1777万円。
 繰出金は、簡易水道区域拡張事業による簡易水道特別会計への繰出金の増加などで、15.7%増の5億6709万3千円。

◆地域の資源を活かした産業振興
【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	地域産業活性化応援事業	200万円
継続	地域物産販売促進事業	112万9千円
継続	商工会補助	180万円
継続	地域おこし・復興協力隊事業	591万2千円
継続	観光協会補助	160万円
継続	集落再生プロジェクト	105万4千円
継続	全国悪キャラサミット	115万円
継続	観光施設等管理業務委託	9,609万4千円
継続	観光施設整備事業	2,135万円
継続	観光パンフレット製作事業	540万4千円
継続	観光宣伝事業	261万円
継続	心身再生の郷づくり実行委員会補助	50万円
継続	観光圏協議会負担金	99万円
継続	つり橋まつり補助	50万円
継続	天誅組協議会負担金	25万円
継続	ふれあい物語実行委員会補助	80万円
継続	石楠花まつり補助	70万円
継続	索道等整備事業補助	654万5千円
継続	地域農業生産緊急対策整備事業補助	500万円
新規	農産物加工所・直売所応援事業補助	150万円
新規	十津川もんづくり推進事業補助	100万円
継続	鳥獣害対策事業	2,596万1千円
新規	十津川森林の肉加工施設整備事業	800万円
継続	村有林事業	1億3,442万1千円
継続	切り捨て間伐事業	5,726万7千円
継続	村産材生産促進事業	1,575万円
継続	森林整備地域活動支援事業	956万5千円
継続	作業道整備事業補助	538万5千円
継続	美しい森林づくり基盤整備事業	7,577万1千円
継続	十津川材販売促進事業	420万円
継続	私有林管理事業	2,103万5千円

【貯木場等維持管理事業特別会計】

新規	林内放置材搬出モデル事業	134万円
継続	十津川村活性化計画実施支援業務委託	1,836万円
新規	森林環境教育業務委託	100万円
継続	木材製品性能試験業務委託	1,000万円
継続	十津川材生産流通促進事業	5,500万円
継続	間伐材価格安定化対策事業	2,310万円
継続	木材加工品研究事業	745万7千円
継続	森林基本計画実施支援事業	2,090万円
継続	三者共有林管理指導業務委託	3,240万円
新規	十津川式住宅検計業務委託	200万4千円
継続	伐採奨励事業補助	3,420万円
継続	木灯籠管理業務委託	576万円
継続	木材製品販売業務委託	1,936万9千円

◆生活・環境基盤の充実
【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
新規	林道開設事業(高滝線)	4,449万6千円
継続	林道改築事業(川津今西線)	4,449万6千円
継続	林道改良等事業	9,053万4千円
継続	村道開設事業(七色上地線他)	6,260万円
継続	村道改良等事業	3億1,058万9千円
新規	通学路対策事業(舟原線他)	3,450万円
継続	トンネル補修工事	3,100万円
継続	橋梁長寿命化事業	1億1,315万円
継続	法定外公共物維持修繕事業	300万円
継続	河川維持修繕事業	450万円
継続	生活道路整備事業	900万円
継続	急傾斜地崩壊対策事業	2,729万9千円
継続	デマンド交通タクシー運行	298万1千円
継続	奈良交通バス運行補助	1,490万円
継続	熊野交通バス運行協力金	334万5千円
継続	村営バス事業	1億7,680万9千円
継続	災害復旧事業	9,095万8千円
新規	上野地地区交流施設耐震改修工事	8,200万円
継続	木造住宅耐震改修補助	150万円
継続	奈良県広域消防組合負担金	2億258万円
継続	自主防災組織資機材整備補助	50万円
継続	災害対策費(衛星携帯通話料他)	533万2千円
継続	自治体放送番組作成業務委託	220万4千円
新規	地域受入協議会支援事業	50万円
新規	集落支援員配置事業	1,035万5千円
継続	村営住宅整備事業	2,525万円
新規	平谷地区地域交流センター整備事業	300万円
新規	地域活性化計画策定業務	420万円
新規	防犯灯設置事業補助	600万円
継続	環境パトロール事業	240万円
継続	中申土捨場関連事業	4,000万円
新規	集落環境整備事業補助	216万円
継続	小水力発電施設モデル事業	108万円
新規	環境活動支援事業	50万円
継続	ごみ収集業務委託	2,840万7千円
継続	ごみ処理施設整備事業	3,966万円
継続	し尿収集業務委託	1,612万5千円
継続	汚泥再生処理センター運営管理業務委託	2,583万5千円
継続	浄化槽設置補助	1,097万9千円
継続	永井・重里地区簡易水道仮施設整備事業	1,374万8千円
継続	共同飲料水供給施設設置事業	1,637万8千円
継続	簡易水道・飲料水供給施設補修補助	1,885万6千円

【簡易水道事業特別会計】

継続	簡易水道維持管理業務委託	600万円
継続	平谷地区簡易水道区域拡張事業	1億9,538万2千円

— 平成27年度 —

村の主要施策

平成27年十津川村議会第1回定例会で承認された平成27年度の村の予算。その予算で行う主な事業を掲載します。

◆災害からの復興

【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	集落再生プロセスマネジメント業務委託	776万6千円
継続	高森のいえプロジェクト事業	669万6千円
新規	集落景観デザイン調整支援業務	400万円
継続	定住促進住宅新築補助事業	400万円
継続	十津川村元気づくり支援事業補助	300万円

【簡易水道事業特別会計】

継続	小原地区簡易水道区域拡張事業	5億8,133万2千円
----	----------------	-------------

◆教育・生涯学習の推進

【一般会計】

継続	(仮称)十津川第二小学校建設事業	6億8,272万6千円
継続	歴史民俗資料館運営費	1,193万8千円
継続	小学校施設維持修繕工事	1,067万8千円
継続	十津川高等学校支援会等補助	859万5千円
継続	英語指導助手招致事業	446万6千円
継続	十津川村駅伝大会	211万6千円
継続	高校・大学生奨学資金貸付事業	180万円
新規	役場ロビー図書・情報コーナー設置事業	134万6千円
継続	古民舞保存会補助	101万円
継続	中高一貫教育推進委員会補助	100万円
継続	授業力アップ事業補助	89万円
継続	十津川大運動会	86万7千円
新規	十津川読本編纂事業	63万5千円
新規	スクールカウンセラー派遣事業	41万8千円
継続	サマースクール事業補助	37万8千円
継続	教育相談員配置事業	35万3千円
継続	夢の教室開催委託	25万6千円



谷瀬散歩道の展望台

◆地域福祉の向上

【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	社会福祉協議会補助	2,354万4千円
継続	障害者相談支援業務委託	350万円
新規	障害者計画作成業務委託	302万4千円
継続	障害者福祉(扶助費)	1億2,250万円
継続	敬老祝い金	135万円
継続	温泉運搬事業	649万2千円
継続	生きがい活動支援通所事業	2,046万円
継続	老人福祉(扶助費)	1,560万5千円
継続	老人福祉施設等管理事業	1,486万9千円
継続	母子福祉(扶助費)	673万円
継続	人工透析者等交通費・宿泊費補助	565万5千円
継続	福祉医療(扶助費)	1,514万9千円
継続	保育所運営費	1億52万8千円
継続	児童手当	3,618万円
継続	生活保護(扶助費)	7,017万9千円
継続	南和広域医療事務組合事業費負担金など	2億7,108万7千円
継続	予防接種事業	1,136万7千円
継続	各種健診(検診)事業	1,073万8千円
新規	脳ドック助成金	105万円
継続	村っこ広場	275万3千円
継続	妊婦一般健康診査受診補助	237万5千円
継続	幼児教室運営費	264万5千円

【国民健康保険事業特別会計】

継続	特定健康診査事業	457万円
----	----------	-------

【後期高齢者医療特別会計】

継続	健康診査事業	400万円
----	--------	-------

【国民健康保険診療所事業特別会計】

継続	医師3人体制・出張診療	4,484万5千円
継続	専門診療事業	220万8千円
継続	休日診療事業	35万円



を
会
議
に
近
身

議会だより

平成27年十津川村議会「第1回定例会」が3月9日から16日まで開かれ、一般会計及び特別会計予算や村条例の改正、工事変更請負契約の締結など、各議案の審議を行いました。

今回の議会の内容は、次のとおりです。

条例改正

●十津川村議会委員会条例の一部を改正する条例

十津川村議会委員会条例の一部を改正しました。

条例廃止

●十津川村学校統合推進特別委員会条例を廃止する条例

十津川村学校統合推進特別委員会条例を廃止しました。

補正予算

●一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出それぞれ2,680万円を減額し、総額2億4,610万円としました。

●介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ、382万円を追加し、総額6億4,300万4千円としました。

●介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
歳入予算の内訳の補正を行いました。

●貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出それぞれ3,314万6千円を減額し、総額5億2,698万9千円としました。

●十津川温泉事業特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ146万6千円を追加し、総額4,129万6千円としました。

●湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ6万5千円を追加し、総額1,237万7千円としました。

新年度予算

●一般会計予算 66億2,700万円

●国民健康保険事業特別会計予算 6億1,367万2千円

●後期高齢者医療特別会計予算 6,410万5千円

●国民健康保険診療所事業特別会計予算 2億2,827万7千円

●介護保険事業特別予算 6億8,236万9千円

●介護サービス事業特別会計予算 4,132万9千円

●簡易水道事業特別会計予算 9億4,375万1千円

●貯木場等維持管理事業特別会計予算 4億1,787万6千円

●十津川温泉事業特別会計予算 3,360万7千円

●湯泉地温泉事業特別会計予算 1,291万2千円

●財産区大字迫西川特別会計予算 174万円

条例の制定・改正

●十津川村課設置条例の一部を改正する条例
十津川村課設置条例の一部を改正しました。

●十津川村福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
十津川村福祉事務所設置条例の一部を改正しました。

●十津川村課設置条例の改正に伴い、設置条例の一部を改正しました。

●十津川村デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例
新宮方面への運行に伴い、料金表の改正を行いました。

● 十津川村行政手続条例の一部を改正する条例

行政指導の方法を明記するため、村条例の一部を改正しました。

● 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

教育長が常勤の特別職になることに伴い、条例制定しました。

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

教育長が特別職になることに伴い、関係する条例を整備しました。

● 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務に関する条例に医師の休日診療手当を追加しました。

● 十津川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例

平谷地区簡易水道の区域拡張に伴い、給水区域を追加しました。

● 十津川村立保育所条例の一部を改正する条例

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、村条例の一部を改正しました。

● 十津川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の規定により、家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めました。

● 十津川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成27年4月から、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めました。

● 十津川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

第3次地域主権一括法の施行に伴い、介護保険・要支援1及び2の方のサービス運営などに係る基準を条例で定めました。

● 十津川村介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険第6期事業計画及び介護保険関係法令の改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

● 十津川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

第3次地域主権一括法の施行に伴い、十津川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を条例で定めました。

● 十津川村介護保険法に基づく指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

● 十津川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

● 湯泉地温泉「滝の湯」設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

湯泉地温泉「滝の湯」の開館時間「午前10時」を「午前8時」とするため、村条例の一部を改正しました。

● 十津川温泉「庵の湯」設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

十津川温泉「庵の湯」の開館時間「午前10時」を「午前7時30分」とするため、村条例の一部を改正しました。

● 十津川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法の規定により、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に係る基準を条例で定めました。

● 十津川村文化財保護条例の一部を

改正する条例

法律の改正などにより、字句の訂正などを行うため村条例の一部を改正しました。

● 十津川村熊野古道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例の一部を改正する条例

法律の改正などにより、字句の訂正などを行うため村条例の一部を改正しました。

● 指定管理者の指定について

▼ 十津川村山村振興センター
【指定管理者】 十津川村商工会

▼ 湯泉地温泉「滝の湯」、湯泉地温泉「泉湯」、十津川温泉「庵の湯」
【指定管理者】

株式会社十津川観光ホテル

▼ 昴の郷温泉保養館「星の湯」、昴の郷温泉プール、昴の郷野外ステーション、昴の郷温泉スタンド
【指定管理者】

十津川観光開発株式会社

▼ 上野地駐車場
【指定管理者】 大字上野地

▼ 十津川村特別養護老人ホーム「高森の郷」
【指定管理者】

十津川村社会福祉協議会

▼ 十津川村北部老人憩の家
【指定管理者】 二村区第一老人クラブ

▼十津川村南部老人憩の家

【指定管理者】 四村区第一老人クラブ

▼十津川村林業会館

【指定管理者】 十津川村森林組合

▼十津川村神納川地区生活改善センター

【指定管理者】 神納川区

▼十津川村平谷地区生活改善センター

【指定管理者】 四村区

▼十津川村重里地区生活改善センター

【指定管理者】 西川区

●財産の無償貸付について

【建物の所在地】

吉野郡十津川村大字五百瀬95番地

▼旧校舎木造2階建1棟

703平方メートル

▼屋内運動場 木造平家建1棟

195平方メートル

▼教職員宿舎1号 木造平家建1棟

55平方メートル

▼教職員宿舎3、4号木造2階建1棟

120平方メートル

▼教職員宿舎5、6号木造2階建1棟

120平方メートル

【目的】

農山村交流体験受入施設として

【相手方】

神納川農山村交流体験協議会

会長 澤渡 孝夫

【期間】

貸付契約締結の日から平成30年3月31日まで

●村道の認定について

認定2件

●村道の廃止について

廃止15件

●村道の変更認定について

変更認定21件

●工事変更請負契約の締結について

【工事名】

林道災害復旧工事 川津今西線

(4号箇所)

【契約の相手方】

太田・山一光和特定建設工事共同企業体

代表者 太田建設株式会社

代表取締役 太田 一男

構成員 山一建設株式会社

代表取締役 千葉一三三

構成員 光和建设株式会社

代表取締役 栗原 圭文

【変更前請負金額】

307,096,650円

【変更後請負金額】

327,645,810円

【変更による増額】

20,549,160円

●工事変更請負契約の締結について

【工事名】

林道災害復旧工事(地すべり災)

内原線(1号箇所)

【契約の相手方】

山一光和・松尾特定建設工事共同企業体

代表者 山一建設株式会社

代表取締役 千葉一三三

構成員 光和建设株式会社

代表取締役 栗原 圭文

構成員 株式会社松尾組

代表取締役 千葉 直美

【変更前請負金額】

175,129,560円

【変更後請負金額】

295,705,080円

【変更による増額】

120,575,520円

●固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意しました。(敬称略)

西 邦啓(川津)

玉置 幹嘉(折立)

鎌塚 秀光(玉垣内)

●教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長の任命に同意しました。(敬称略)

榊井 恒好(田原本町)

●教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の任命に同意しました。(敬称略)

更谷 孝澄(高滝)

●十津川村土捨場整備工事分担金撤収条例
十津川村土捨場整備工事分担金の徴収に関する条例を定めました。

一般質問

▼質問 村職員の村外通勤について

▼答弁 10人程の職員が村外から通勤しています。すべての職員が村内に居住することが理想ですが、家族や家庭の事情で村外に住居を構えている職員もいます。

▼質問 Iターン者、Uターン者の状況及び村の受け入れ体制について

▼答弁 Iターン者、Uターン者の受け入れ体制は、住民課に空き家バンクを設置し空き家の情報を提供しています。また、復旧復興対策室では、直接担当者連絡できる「ワンストップ窓口」業務を奈良県と協力して行っています。

▼質問 村長の村外出張について

▼答弁 要望活動は、国や県への陳情や要望で、平成26年度21回、日数で27日あります。

会議での村外出張は、全国規模の委員会への出席が1回で、県内の会議が86回、日数で88日あります。そのほ

か、村外での講演が3回あります。

会長職は内吉野町村会長や奈良県水源林造林協会会長など11組織あります。副会長職は、ダム発電関係市町村全国協議会や国民保養温泉地協議会、全国森林環境税創設促進連盟など15組織で務めています。そのほか、組織の理事や監事などの役員は30組織あります。

出張内容の報告は、課長会や広報を通じて報告させていただいています。

出張の際は、パソコンなどで確認を行っています。急ぐ決裁は、副村長が対応し、判断を必要とする場合は、送信データで確認して対応しています。不在の場合は、電話などで決裁を行っているため、詳細な打ち合わせは、帰庁してから十分行っています。

▼質問 デマンド型乗合タクシーの運行について

▼答弁 デマンドタクシーによる新宮方面の運行は、4月中旬から予定しています。月2回の運行を予定しています。料金はバス料金で運行します。五條方面の運行は、奈良交通バスが運行しているため、今のところデマンドタクシーの運行は考えていません。

政策提案

平成27年1月28日、村議会では十津川村議会基本条例の規定により、村長に対して「用地確保に関する政策提案」を次のとおり提出しました。

平成19年6月策定の第4次「十津川村総合計画」は、むらづくりのテーマを『心身再生の郷』と位置づけ、村はさまざまな施策を展開してきた。

計画の中で、10年後(平成28年)の将来人口の目標を4,500人と定めた。この数字は、計画段階で10年後の人口が千人減の3,500人と推計されたが、各種施策の実施により現状の4,500人を維持しているというものである。

しかしながら、本年1月1日の人口は、3,672人となっており、目標年次の平成28年を前に既に800人余りも計画を下回っている。

この間、村長は、ことある毎に交流人口を増やし定住に結びつけ、人口を増やすと言ってきた。昨年10周年を迎えた「源泉かけ流し宣言」、「紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録」をはじめとする観光資源の活用で、観

光客数年間100万人の目標も当計画には謳われている。果たして、目標数の誘客は達成できたのか、定住人口の増加に結びついたのか。検証が待たれる。

さらに計画では、雇用の場となる新たな企業誘致を検討することも謳われているが、今のところ具体的なものは、何ら見えてこないのが現状である。また、村長は、林業の6次産業化推進をはじめ、産業振興による雇用創出にも取り組まれているが、加速する人口減少を食い止めるまでの雇用拡大には至っていない。

また、村は、紀伊半島大水害からの復興とより良いむらづくりを目指した「十津川村復興計画(平成24年4月策定)」を策定している。その中で、安全な集落の創造として、集落移転事業を検討する「安心拠点整備計画」をつくり、安全で利便性のよい集落、村内外者の受け入れで雇用の拡大や地域活性化を図ろうとしている。

そこで、前述の「定住人口の拡大」、「新たな企業誘致による雇用創出」、「産業振興の場所づくり」、「安全な集落づくり」などの重要な施策を推進するには、何にも増して広大な用地が

必要となってくる。

よって、本議会は、当該諸施策等に必要用地の確保について、早期に調査研究されるよう、十津川村議会基本条例第11条第3項の規定により提案する。

十津川村議会議長 松實 豊隆

議員表彰

平成27年2月6日、全国町村議会議長会定期大会で、町村議会議員15年以上の在職議員として、松實豊隆議長と中南太一議員が表彰されました。



中南太一議員



松實豊隆議長



十津川チーム一丸となって頑張りました。



タスキを繋いで!

奈良県市町村対抗 子ども駅伝大会出場!

3月7日、馬見丘陵公園で「第10回市町村対抗子ども駅伝大会」が開催されました。

奈良県の子どもたちの体力向上を目的とした大会で、村からは小学校4年生から6年生延べ13人が参加しました。

昨年12月から練習を始め、下校後、保護者のみなさんの協力で中学校などに集まって練習を重ね、大会に臨みました。

結果、村の部4位で全37チーム中29位。前日の壮行式では一人ひとりが決意表明をしました。参加した子どもたちは、十津川では体験できない貴重な経験を積むことができました。

次回は、平成28年3月5日開催予定です。子どもたちの参加をお待ちしています。

学生のみなさんへ!奨学金貸与のお知らせ

村では、大学、高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。

(※厳正な審査の上、奨学生を決定します)

●貸与条件(以下、①～④の条件をすべて満たす者)

- ①向学心に富み学習態度が良好と認められる者
- ②大学及びこれに準ずる学校、または全日制高等学校に在学中の者
- ③経済的理由で、修学が困難と認められる者
- ④保護者が村内に3年以上居住し、引き続き居住する見込みがある者

●貸与内容

- (1)学校教育法による大学及びこれに準ずる学校
⇒貸与月額3万円、貸与人数2人以内
- (2)学校教育法による全日制高等学校
⇒貸与月額2万円、貸与人数3人以内

●貸与期間

卒業までの正規の最短期間

●申込書類

- ・奨学金貸与申請書
- ・成績証明書(最終に卒業した学校)
- ・在学証明書(H27年4月現在、在学している学校)

●申込・お問合せ

締切5月15日(金) 教育課 ☎0746(62)0003

サッカーリーグ開催

白熱した試合が多数!



勝つぞー! オー!

3月15日、湯之原の体育文化センターでサッカーリーグ(体育協会主催)が奈良県サッカー協会の協力で開催されました。幼児から大人までの6チームが参加し、白熱した対戦を繰り広げました。今回初めて行われたこの企画に、参加者からは「楽しい時間を過ごせた」と嬉しい声を聞くことができました。これを機にスポーツに親しみを持って欲しいと思います。





3月8日に行われた谷瀬地区の水車お披露目

村内初！谷瀬と重里に 発電の水車完成！

村では、昨年度から環境保全審議会委員のみなさんと小水力発電施設モデル事業に取り組んできました。

小水力発電施設モデル事業を行う場所として、公共的な施設が付近にあること、水が確保できることを条件に候補地を選定。実施場所は、水車を作りたいと声があつた谷瀬地区と、重里の西川第一小学校前の2か所になりました。

紀伊半島大水害後、復興住宅が建設された谷瀬地区では、平成24年度から奈良県の協力の下、新集落づくりに向けた集落再生プロジェクト（谷瀬プロジェクト）が始まり、「外部からの人を集落に呼び込み、集落内の活気を取り戻そう！」をテーマに、住民主体の会合を重ね、普請による歩道整備を始め、花木植栽や展望台の整備などが行われてきました。

谷瀬プロジェクトでは、平成26年度、災害時の電力確保と地域デザインの中心となる施設の設

置を検討し、水車の設置を計画。

10月に谷瀬集会所で、小水力勉強会を開き、谷瀬プロジェクトと環境保全審議会が協力し、小水力発電への取り組みがスタートしました。

村で初めての小水力発電のため、京都市立伏見工業高等学校の足立善彦さんや、吉野町小水力利用推進協議会の岸田かおるさんのアドバイスを受けながら製作が行われました。

2か月の試行錯誤を経て、直径3.5mの大型木製水車が完成。3月8日に待望のお披露目が行われ、大勢の人が集まる中、水車に水が送られ、電気がつくことを確認しました。

また、重里地区でも、環境保全審議会の大谷英一さんと中村幸夫さんを中心に、直径1.5mの木製水車を製作。水車を設置した



重里地区に完成した水車。夜になると自動で照明が点灯

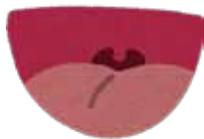
場所には、平成17年度の西川中学校の卒業記念で作られた水車が設置されましたが、老朽化のため、その復刻版として水車が設置されました。

完成した2か所の水車は、水車で発電した電力を蓄電し、夜間照明として利用しています。

村では、今年度も引き続き水車の製作を2基程度予定していますが、災害時の電力確保を目的とした小水力発電を村内で広めていきたいと考えています。

口腔健診「お口の健康診査」のお知らせ

口腔健診を受けるには、事前の予約が必要です。実施機関にお電話でお申し込みください。



【対象】75歳、80歳、85歳の奈良県後期高齢者医療被保険者(平成27年4月1日現在)

【窓口負担】無料

【実施機関】・下西歯科医院(平谷) ☎0746(64)0154
・このほか県内の実施機関については下記までお問い合わせください。

※5月上旬に対象者の人に受診券が届きます。受診当日は、受診券と保険証をご持参ください。

☎ 住民課 ☎0746(62)0900

登記相談の予約制度が始まりました

奈良地方法務局では、3月2日から不動産登記手続きに関する相談の予約制度が始まりました。相談を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします。

なお、予約なしでお越しの場合は、予約者の相談を優先しますのでご了承ください。

☎・☎ 奈良地方法務局五條支局 ☎0747(22)2484

森林の境界明確化を行う大字を支援します!

現在、森林所有者の高齢化や代替わりなどで、境界が不明な森林が増えています。

村では、森林の境界明確化を積極的に進めるため、平成27年度から大字が行う森林の境界明確化活動に対し、助成を行い、境界が不明な森林の解消に取り組めます。

森林の境界明確化に取り組まれる大字は、農林課までお問い合わせください。

■補助対象者 大字

■補助対象行為 森林の境界に境界杭を設置

■補助金額 境界杭を設置した延長(m)×40円

☎ 農林課 ☎0746(62)0005



森林の境界が不明になると、森林整備ができなくなるだけでなく、財産価値がなくなります。

診療所からお知らせ



受付

☎ 小原診療所 ☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付8:30～11:15

小原診療所	
4月25日(土)	第4週
5月9日(土)	第2週
5月23日(土)	第4週
5月30日(土)	第5週

整形外科診療日

受付(小原8:30～11:15 / 上野地13:30～15:30)

月日	診療所
4月23日(木)午前	小原診療所
5月14日(木)午前	小原診療所
5月14日(木)午後	上野地診療所
5月28日(木)午前	小原診療所

出張診療

診療時間(神納川・東中14:30～15:30)

診療時間(玉垣内14:00～15:30)

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	4/14(火)	5/7(木)	5/19(火)
東中公民館	4/16(火)	4/28(火)	5/21(木)
玉垣内集会所	4/21(火)	5/12(火)	5/26(火)

奈良弁護士会による無料法律相談会

奈良弁護士会による無料法律相談会を開きます。相談ごとのある人は、前日までにお申し込みのうえ、ご利用ください。

時 5月28日(木)13:00～16:00

所 役場第1会議室

☎・☎ 奈良弁護士会 ☎0742(22)2035

村税の納め忘れはありませんか?

税金の納め忘れはありませんか?みなさんから納めていただく税金は、福祉・環境・教育など地域の身近な行政サービスに使われる大切な財源です。忘れず納期限までに納めましょう。

納付書をなくされた人や期限内の納付が困難な場合は、財政課までご相談ください。

☎ 財政課 ☎0746(62)0903

— 庁外 —

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

観光協会

泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

— 役場以外 —

森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003
滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100
高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666
森林組合 64-0301 商工会 62-0132
五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317



農林関係 補助事業の お知らせ

農林課 ☎0746(62)0005



農林業の振興のために次の補助制度があります。補助制度の主な内容を紹介しますので、活用ください。

「有害鳥獣防除施設設置事業補助金」



有害鳥獣による農林産物被害防止のための防除柵などについて、資材購入費の一部を補助します（補助金の上限や対象外資材があります）。

【対象者】農林家（村民）
【補助率】防除柵・柵施設50%
電気柵施設60%

「鳥獣害対策集落環境整備事業補助金」

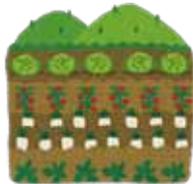


広域的侵入防止柵（2反以上の耕作地）の設置や不要果樹の伐採など、大字で取り組む鳥獣害対策に要する経費を補助します。

【対象者】大字

【補助率】定額（補助金の上限・ハード事業450万円／ソフト事業50万円）

「農地及び農業用水施設災害復旧事業補助金」



農作物の栽培が行われている農地や水田用農業用水の災害復旧に要する費用の一部を補助します。

【対象者】耕作者（農地所有者）
【補助率】50%（補助金の上限50万円）

「農産物加工所・直売所応援事業補助金」【新規】

産物加工所及び直売所の備品購入費の一部を補助します。

【対象者】事業者（団体及び個人）

【補助率】団体75% 個人50%

（補助金の上限50万円）

【その他】自ら生産する農産物の加工やその加工品を直

売する施設の備品が対象です。

【新規】

「十津川もんづくり支援事業補助金」

「ムコダマシ」「ヤツガシラ」「十津川ナンバ」「十津川タカナ」「ミシマサイコ」「ヤマトトウキ」の安定生産や商品開発、販路拡大などに取り組む団体を支援します。

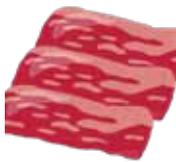
【対象者】村民で組織する団体

【補助率】定額（1団体につき、年

あたり20万円を上限）

【新規】 「十津川森林の肉加工施設整備事業補助金」

村内で捕獲されたシカ・イノシシを食肉加工する施設の整備及び設備の導入に要する費用を補助します。



【対象者】村民

【補助率】80%（補助金の上限80万円）

【その他】新設の場合は、奈良県の「野生獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に適合する施設であることが条件です。

【新規】
「十津川村産材増改築費補助金」
村内産木材製品を使用し住宅を増改築する場合に補助します。

【対象者】村民など

【補助率】定額（補助金の上限・材料費（木材）の80%、1

世帯20万円）

【その他】村内に住所を有する工務店などが施行する場合に限り

ます。

合に限り





国民年金はあなたの味方です!

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人には、「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。「年金なんて…」と思われるかもしれませんが、**国民年金**は、老後だけでなく、“安心”で“お得”な現役世代の強い味方です。

▶ 国民年金が“安心”な理由

国民年金は国が運営!

- 国が責任をもって運営しているので、安心です。
- 基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。
(未納のままだと、この国庫負担分も含めて受給できません。)



▶ 国民年金が“お得”な理由

国民年金は国が運営!

- 老後の給付(老齢基礎年金)は、終身で受け取れる**一生涯の保障**です。

■万が一の時も保障されます!

- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、残された家族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。

■社会保険料控除が受けられます!

- 納めた保険料の**全額が所得から控除**されます。

■年金を受け取る条件が緩和されます!

- 保険料を40年納めることが原則ですが、万が一、納めることができなかった場合でも、25年あれば必要な期間^{※1}を満たすことができます。
さらに、この期間が10年に短縮されます。^{※2}
※1 老後の年金を受け取るのに必要な期間(納付や免除等の期間)です。
※2 制抜本改革の施行時期(消費税10%引上げ時期)にあわせて施行される予定です。



▶ 納め方も選べて便利!

①金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

②電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

③口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

④クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。

※過去の納め忘れの保険料については、①または②の方法をご利用ください。

※1か月の国民年金保険料額 15,590円



▶ 国民年金は終身保障などの利点があります!

	国民年金	民間の個人年金
加入	・国民の義務として日本に居住する20歳～60歳のすべての人が加入	・個人が自由意思で加入
給付の特徴	・物価の上昇などに合わせて給付額が引き上げられ、将来に渡って実質的な価値を保障 ・給付は終身、一定限度額で非課税	・自分が積み立てた保険料およびその運用益の範囲で給付 ・基本的には給付は有期、課税対象
給付の種類	・老齢、障害、死亡(遺族)のすべてをカバー	・各個人が選択した種類のリスクをカバー
運営	・国が運営し、基礎年金支給額1/2と運営事務に要する費用の多くを国が負担	・民間の保険会社が加入者から集めた保険料により、自社の経営に必要な諸経費も含めて運営
負担の減免	・支払った保険料の全額が、所得から控除 ・生活が苦しい場合には、一定の条件で保険料を免除	・支払った保険料は、一定額まで所得から控除



国保だより

こんなときには必ず 14日以内に届け出ください

	こんなときに	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印章（ハンコ）
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書（または、退職証明書）、印章（ハンコ）
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書、印章（ハンコ）
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印章（ハンコ）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印章（ハンコ）
	外国籍の人が加入するとき	在留カードなど
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印章（ハンコ）
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証、印章（ハンコ） （職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印章（ハンコ）
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印章（ハンコ）
外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードなど	
その他	村内で転居したとき	保険証、印章（ハンコ）
	世帯主、氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書（または学生証の写し）、印章（ハンコ）
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）、印章（ハンコ）

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。

※75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときは、届け出は不要です。

◆届け出が遅れると◆



- ・国保の資格が発生した月の分まで、さかのぼって国保税を納めることとなります。
- ・その間にかかった医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。
- ・資格がなくなった後で国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することとなります。
- ・国保と社会保険の保険税（料）を二重払いしてしまうことがあります。

お問い合わせ

▶ 国保税に関することは………財政課 ☎0746 (62) 0903

▶ 保険証や医療に関することは…住民課 ☎0746 (62) 0900



4月から

介護保険制度が変わりました



介護保険制度が4月に改正されました。改正に伴い、主な変更点をお知らせします。

保険料が変わります

▼介護保険料の所得段階区分が、現行の6段階から9段階に増加。

▼低所得の人の保険料が減額。

※保険料額など詳しくは5月号に掲載します。

住所地特例の対象となる施設が増えます

▼有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅で一定のサービスがある場合は、住所地特例の対象施設となります。(平成27年4月1日以降に入居した人が住所地特例の対象で、すでに入居している人には適用されません)

介護報酬が変わります

▼中度や重度の要介護者や認知症高齢者が介護保険サービスを利用したとき、事業所に支払う金額が改定されます。(平均2.27%減)

介護保険施設(ショートステイを含む)のサービスを

利用する際の居住費(滞在費)のうち、多床室の基準費用額が320円から370円に変わります。多床室の負担限度額も320円から370円に改定されます。(平成27年3月31日までに交付した負担限度額認定証は、そのまま使用できます)

特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になります

▼特別養護老人ホームへの新規入所対象者が、要介護3以上となり、原則、要介護1と2の人は入所ができません。(すでに入所している人を除く)

4月1日付

役場の人事異動をお知らせします

※カッコ内()は旧職

人事のお知らせ



○課長級

▼神戸大介・上野地診療所所長(奈良県派遣医師)▼吉本克視・議会事務局局長(兼)監査事務局長(農林課林業振興対策室長)▼鎌塚康史・地域創生推進課長(総務課復旧復興対策室長)▼乾耕輔・建設課指導技師(建設課主幹総括)▼寺尾弥生・診療所事務長(診療所事務長)

○課長補佐級

▼柏木さとみ・観光振興課課長補佐(議会事務局次長)▼森優子・住民課課長補佐(福祉事務所次長)▼峯砂安雄・住民課課長補佐(総括)(住民課課長補佐)▼松葉勝明・議会事務局次長(財政課課長補佐)▼浦恵・財政課課長補佐(財政課係長)

○係長級

▼後木智子・住民課係長(福祉

事務所係長)▼岩本哲也・水道課係長(総務課係長)▼千葉幸・総務課係長(教育委員会教育課係長)▼玉置一也・農林課係長(兼)林業振興対策室係長(農林課係長)▼北直美・総務課係長(総務課復旧復興対策室係長)▼玉置雄一郎・総務課係長(総務課主査)▼玉置広之・地域創生推進課係長(総務課復旧復興対策室主査)

国との相互派遣

○次長級等
▼近藤昭夫・農林課参事(兼)林業振興対策室長(農林水産省大臣官房政策課企画官)▼馬場健一・農林課課長補佐(林野庁派遣)(観光振興課課長補佐)

県との相互派遣

○主査級等
▼谷本有輝・地域創生推進課(県国際課)▼山香慶造・総務課主査(県地域振興部)(水道課主事)▼辻井寛之・県人事課(観光振興課主事)▼金森悠・農林課林業振興対策室主事(兼)農林課主事(県農林部派遣)

○新規採用

▼東優作・地域創生推進課主事▼敷地浩樹・生活環境課主事▼弓場麻妃・教育委員会教育課主事

○退職(3月31日付)

▼榊本靖(議会事務局長)▼高橋修子(平谷小学校調理員)

人のうごき

(敬称略)

おめでた

亀本 悠陽 (はるひ) 女 3月 4日
父:紳吾 母:眞規 (七 色)
林 らな (らな) 女 3月12日
父:秀樹 母:由貴 (折 立)
栗原 由翔 (ゆう) 男 3月28日
父:幸宏 母:由真 (重 里)

ご結婚

千葉 清孝(出 谷) 谷口さやか(新宮市)
森崎 太郎(内 原) 乾 美里(桜井市)

おくやみ

植村 昌榮 86歳 3月 4日(平 谷)
西 藤江 88歳 3月 14日(武 蔵)
中井 清定 83歳 3月 28日(野 尻)
原田 行男 87歳 3月 29日(西 中)



森 龍星ちゃん(湯之原)
(4月8日生まれ・満3歳)
元気いっぱい☆
いつまでも強くたくましく♪
父…操織 母…恭子



愛須 優磨ちゃん(平谷)
4月18日生まれ・満1歳
お姉ちゃんと仲良く
元気に育ってね♪
父…英充 母…奈美



稲田 青宙ちゃん(折立)
4月22日生まれ(満3歳)
友だちとたくさん遊んでね。
優しいお姉ちゃんになってね。
父…学 母…由紀子



鎌倉 孝志郎ちゃん(滝川)
4月9日生まれ・満3歳
家族みんなの宝物!
お兄ちゃんお姉ちゃんと
一緒に、すくすく育ってね!!
父…孝誠 母…由美子

お誕生日
おめでとう!



善意銀行 (敬称略)

・泉谷 百合子
・光野 眞治

共同募金の結果

平成26年度の共同募金は、総額
534,767円の募金が集まりました。
皆様のご協力感謝申し上げます。
ありがとうございました。

十津川村社会福祉協議会

□ 学校行事
○ 中高一貫・特色選抜検査・
一般選抜検査
2月19日、中高一貫・特
色選抜検査を実施し、中高
一貫で普通コースに12人、
特色選抜では工芸コースに
13人が合格しました!
一般選抜検査を3月13日
に実施し、普通コースに10
人、工芸コースに1人が合
格しました!
○ 第67回卒業証書授与式
3月1日、体育館で卒業
式を行いました。
卒業生による感動的な
答辞が述べられ、33人が新
たな世界へと飛び立ちま
した。



いっしょに
けんぼろろよ
NexTotsuko
十津川高校だより



いくつ答えられるかなあ
ウサササササササ
紙面に飛び出したおし
さんも探してね



村の方言な〜んだ

うさぎのおしさんです。
今月の出題はこれじゃ♪

- 第1問 せんおくり
 - 例 せんおくり練習する
 - 第2問 せんばり
 - 例 せんばり寿し
 - 第3問 たばる
 - 例 リンゴをたばる
 - 第4問 つぼけ
 - 例 大きなつぼけに落ちる
 - 第5問 つろく
 - 例 つろくがとれていない
- 3月号の答え合わせ
【すてぼっか】放ったらかし
【すじゃ】お茶
【すくい】正直
【せちがう】叱る
【せんみつ】うそつき

第22回 わんぱく相撲 五條場所



主催：一般社団法人五條青年会議所
場所：五條市立中央体育館
日時：5月17日(日)11時～
園五條青年会議所事務局
☎0747(22)0304
子どもたちの参加お待ちしております



南十津川少年剣道クラブ 関西選抜大会で優勝！

2月28日、岸和田市総合体育館で行われた第41回関西選抜少年剣道優勝大会で、南十津川少年剣道クラブが、中学生の部で優勝を果たし、出場した92チームの頂点に立ちました。

選手名(敬称略)

- 千葉 輝斗、玉置 泰康
- 乾 琳太郎、玉津 昂人
- 政本 亜沙斗、田垣 元頼

てんいち先生



毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による

時 毎月第3水曜日 14時～16時

所 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)

問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています

十津川村の皆様こんにちは。わたしは、五條市に事務所を構え、奈良県南部を中心に活動しています。毎月の十津川村での法律相談もその一環で行っています。簡単な相談で構いませんので、ぜひご活用ください。

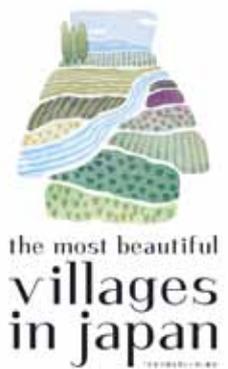
踊り隊に参加しませんか?

「十津川踊り隊」では、POPな音楽で和風テイストなダンスを踊って十津川をPRするメンバーを募集しています。

興味のある方は、ぜひ一度練習を見に来てください!

【募集対象】中学生～20代の女性
※湯之原の体育文化センターで毎週木曜日 18:30～19:30 練習中

問 観光振興課 ☎0746(62)0004



踊りイメージ

- 人口 3,615人(-36人)
男性 1,790人(-28人)
女性 1,825人(-8人)
- 世帯数 1,828世帯(-20世帯)
【平成27年4月1日現在 ()は前月比】

使い切らない空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

